障害のある学生支援規程

（目的）

第１条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、本学における障害のある学生の支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条 この規程において、「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

（責務）

第３条 学長は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、障害のある学生の支援を推進するための全学的な支援体制及び具体的方策を講じなければならない。

２　教職員は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

（支援要請の申し出）

第４条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援要請を申し出ることができる。

２　支援要請の申し出は、学務課が受理し、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行ない、学生支援委員会に報告しなければならない。

（支援計画の策定）

第５条 学生支援委員会は、学生の支援要請の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係部署と協議し、個別の支援計画を策定する。

（合意の形成）

第６条 支援計画は当該学生の合意を得て決定する。学生支援委員会は、当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

（支援計画等の周知）

第７条 学生支援委員会は、当該学生との合意の上で作成した具体的支援計画及び配慮事項を、

教職員に周知しなければならない。 ただし、当該学生が周知を希望しない場合は、この限りではない。

（支援の実施）

第８条 学生支援委員会は、具体的支援が円滑に行なわれるよう、関係部署の調整を行なう。

２　具体的支援は、関係部署が、主たる責任を持って実施する。

（相談対応）

第９条 学生支援委員会は、具体的支援が円滑かつ継続的に行なわれるよう、障害のある学生及び当該学生に関わる教職員からの相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決に努めなければならない。

（支援に係る事務）

第１０条 具体的支援に係る事務は、学務課において処理する。

（秘密保持義務）

第１１条 障害のある学生に対する支援に従事する者及び具体的支援に係る事務に従事する者は、正当な理由なく、障害のある学生及び当該学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（補足）

第１２条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項については、学長が定めることができる。

附 則

１　この規程は、令和２年１月２１日から施行する。